

訴訟法規におんぶしている面があるわざとらしさでござりますが、理想的な見地からいいますと、そちらではなくて、行政事件訴訟法として配付されているようになりますが、昭和七年にできますが、昭和七年にできました行政訴訟法案などは、そういう考え方でできているわけです。しかし、現在のところ、そういうものを望むことはとてもできないわけでありますし、また現在のように、司法裁判所が行政事件訴訟を扱うという場合に、そういうような考え方で行くのがいいかどうか、そういう問題もあるわけでございまして、少なくとも現在の段階では、とてもそこまではいけないということになるだらうと思います。そこで、そこまでは望めないにいたしましても、行政事件訴訟法という以上は、やはり行政訴訟の基本的な骨格に当たりますよう規定を体系的に盛り込んで、立法をするということが本来は望ましいところであろうと思われますが、この法案は、そこまでも行っていないわけでありまして、その点が不満とといえば不満でありますけれども、しかし、現在のところ、行政訴訟に関する理論といふものは、まだ十分に確立されてはいないところが多いわけでございます。それから一面で、現在の裁判所といふものは、何といつても民事訴訟に慣熟しておられるわけでありますと、やはり現在の段階では、この法

案程度にとどめまして、規定の大部を民事訴訟法規におんぶしながら、必要な規定、しかも、それも現在の段階で固められ得るだけのものを取り上げていいといふ考え方にならざるを得ないことになるのではないだろかと思われますので、さしあたりは、この法案程度が現在達し得る限りの線ではないだろか、これを踏み台にして将来の発展を考えしていくべきであろうと想われます。そしてまた、そのことだけでも、現状に比べますと相当の進歩がなされるのではないかと思われるわけでございます。

この法律案で残されたいろいろな問題は多いわけでありまして、たとえば、いろいろな論議の対象になつておられます行政訴訟における主張立証責任の問題だとか、あるいは請求の放棄は認めがでけるかとか、自白の法則がどこまで適用があるかといふようないろいろな問題がございますが、それについて、この法律では全然触れておりません。これらも足りないといえども、しかし、何分これらの問題については、学説、判例によるところの行政訴訟の法理そのものが固まつていらない段階でございますので、どちらもやむを得ないところではないかと思われます。ただ、そういうように、基本的には民事訴訟によりながら行政事件に必要な規定を置いていくといふ考え方をとるといったしましても、将来の判例によって、やはり行政事件に即した扱いというものを認めていかなければなりません。だから、その点について申しますと、この法案の第七条が、現在の行政

事件訴訟特例法の第一条と違いますて、「この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。」といつておりますのは、現在の法案の考え方と違いますて、民事訴訟の原則によりながら、しかし、行政事件訴訟としての特質を考慮いたしまして、必要なモディファイを加え得るという余地を残そうという頭だらうと思われますが、こういう点からいえば、あるいはこれもお手元に参っているかと思われますが、たとえば、ドイツの新しい行政裁判所法の第七百七十三条のような書き方、「両手続の性質の原則的差異により排除されないかぎり、」という表現を使っておりますけれども、こういう表現を使うものもあるいは一案ではなかったかと思われるわけでございます。

それが全体についての印象であります。次に、この法律では、第一章総則におきまして、いわゆる行政事件訴訟の類型というものを体系的に定めております。これは、現在の特例法の第一条が、いわゆる取消訴訟とそれから公法上の権利関係に関する訴訟という二つの書き方だけを定めているわけですが、ますけれども、それが、それだけで十分ではなくて、またいろいろな意義が多いということで、こういう考え方をこの法案はしているわけでありまして、現在のところ、考えられる行政事件訴訟の類型というものを取り出しし、それにはつきりした概念を与えまして、それに関する適用規律を明らかにしていくと、というねらいを持つているものと思われます。ことにこの点で注目されますのは、第三条の第一項に、「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の

行使に関する不服の訴訟をいふ。」と、抗告訴訟という観念を持ち込んで参りまして、抗告訴訟という観念で、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟を広くとらえ、その中で、現在の段階で固められ得るものをつけまえておるわけでございます。この中には、たとえば、無効等確認の訴えなどのように、従来抗告訴訟の性質を持つかどうかなどから、いろいろ点について問題のあるたるものもござりますし、それから、不作為の違法確認の訴えなどのように、従来の判例の上では必ずしも認められなかつたものもござりますが、これらが公権力の行使に関する不服の訴訟の意味を持つということとは、私もかねがね理論的にそういうふうに考えておるところであつて、この解決は正当であると思われます。それから、この不作為の違法確認の訴えをこの法律が導入した点が一つ注目される点であります。これは、言うまでもなく、行政庁の行為によって国民が困っているという場合の救済手段に一步を塗れたものであります。その意味から注目されるところであります。この点については、この法律案に出ております不作為の違法確認の訴えというのは、要するに、申請をした者に対して行政庁は何もない、何もしないのはいかぬではないかということだけの話でありまして、別に何らかの具体的行為義務を行政府に課することにはなつておりますが、否定できませんし、そういうものを置いたところであまり意味がないという考え方もありましよう。こういふ考え方の規定を設けるとすれば、もう一步進んで、いわゆる義務づけ訴訟、ある

いは行政庁の給付訴訟などといわれておりますが、具体的なある行為を行政庁にする義務を裁判所の判決によつて課するというところまでいかなければ意味がないといふ考え方もあり得るかと思われます。しかしこの点は、先ほども申しましたように、現在の判例でもむしろ大勢は否定的であります。また学説の上でもいろいろ議論があり、十分に固まつていないところであります。そこまで現在の段階で立法化するにはおそらく適しない問題ではないか。これは将来の学説なり判例なりの発展に待つべき問題ではないだらうかというのが私の考え方でござります。そういう点については、この義務づけ訴訟に限らず、いわゆる予防確認訴訟、すなわち、行政府がある国民に不利益な行政行為をやろうといふ場合に、事前に、それを何らかの形で、そういうことをするのは違法だという裁判を求める道を開くというような問題もございますが、これらの点は、現在の段階では、おそらくは黑白をつける、つまりそういうものを許すといふ趣旨を明らかにする、あるいはそういうものはだめだということを明らかにせらるべき問題ではないだらうかと思われるわけでありまして、それらの点で、この法律の第三条第一項が、告訴訴訟というのを、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟といふ広い見地からつかまえておりますので、もしごとく具体的な事件が出て参りましたときには、そういう訴訟を認めるのに適するという裁判所の考え方があるとすれば、それは第三条第一項にいう抗告訴訟として受ける、こうなるわけでござ

とを結果する、このような法律は、むろん端的に、やはり行政処分については訴願を経なければ出訴ができないといふにしたほうが、むしろ混乱を避ける意味においていいのではないかと思ふりますから、そのためには国民が出訴の機会を失うということを考えられます。行政不服審査法案が別途に出されたりまして、これによりますと、新たに教示の制度が導入されましたが、また、訴願制度について規定の整備ができておりますので、そのようなことを前提にいたしますると、訴願前置を取りつても、国民の権利に大した影響はないのではないか、このようにして考慮する次第でございます。そこで、私としては、第八条は、訴願前置を廃止することなく、存置するほうがいい、こういうような結論を持っていいる次第でございます。

不作為の違法確認ということは、決して国民の申請しているその本案についての判断をするわけではなくて、それ以前の問題として定められております。そしてこの違法確認の訴えができるのは、相当期間を経過して、なお処分がなされない場合でございますから、そうすると、大体において原告が勝訴になるのではないかと思います。しかし、勝訴したところが何になるか争つて、そういうましても、何もない、実体判決がないのですから。長年訴訟で争つて、そうしてなおかつ行政庁が処分をしないということでありますと、違法が確認されたところが、行政庁の申請認容の処分を期待するということは、これは絶対望み薄だということを考えてなければなりません。そうすると、この判決に勝訴して、行政庁が却下の処分をすると、またそれに対し、初志を貫徹しようとしますれば、もう一度訴訟を起こさなければならぬ。二重の訴訟をして、そこで、むしろこのような規定を設けるとすれば、却下処分があつたとして、その取り消しのようなる形、出訴の関係では、却下処分があつたとして、そのような構成のもとに不作為の違法確認を認めるならば、これは別でございます。この場合におきまして、申請を認容したと認められるならば、これはおそらく大問題であると思うでございます。そこで、この不作為の違法確認は、却下処分があつたと見て訴訟を起こさしめるのでございますから、混乱は起らぬといふうに思つてございます。そこで、この不作為の違法確認は、却下処分があつたと見て訴訟を起こさしめるのでございますから、混乱は起らぬといふうに思つてございます。

の訴えといふような形に持つていくのがいいのではないかというふうに考えております。

次には、本法案では類型としてあげられておりませんが、先ほど雄川さんが触れられました、義務づけ訴訟及び予防的義務確認の訴訟類型でござります。この法案の第三条によりまして、「行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟」を「抗告訴訟」ということになっております。また、裁判所法の第三条におきまして、「一切の法律上の争訟を裁判」するというふうに裁判所の権限が定められておりますので、そのことから見ておきますと、まさに、必要がある場合に義務確認訴訟及び予防確認訴訟の認められる余地があるということは問題でございまして、やはり現在の段階におきましても、その類型を十分に検討された上、法案の中に纏り込むのが時宜を得たものではないかと、いろいろうるうに考へるのでございます。

この義務確認のはかに、給付訴訟が認められるかどうかという問題もござりますが、行政庁が不作為の場合に、作為を求める訴訟や、不作為の禁止を求める訴訟、これと義務確認の訴訟とは相似たところがあるのでござりますが、やはり違つところがある。給付訴訟を命ずる、あるいはみずから裁判所が許可があつたと同じような判決をするということ、これはどうも、三権分立の原則からいつても、少し行き過ぎではないかと思いますし、また給付訴訟を命じ、給付すべきことを命じて、あるいは不作為を命じた、命じた判決

といいますのは、これは意思の陳述を命ずる判決でござりますので、この法案によりますと、民事訴訟が準用されますから、民事訴訟法の七百三十六条によりまして、判決が確定いたしますと、それらの処分があつたことになります。しかしこれは、結局、行政庁がそういう許可あるいは不許可、あるいはそのような作為、不作為をしたのではなくて、裁判所がそういうことをするということは問題ではなかろうかと思います。しかし、その一步手前における、ある処分をなすべからざる義務の確認、あるいはそういう処分をなすべき義務があることとの確認、そのような形は論理的な判断の結果出てくるもので、まさに判断作用だけでございまして、裁判所がかわって行政処分をするというような非難は当たらないのです。まさに一般的にはそうであるとのではなくかろかと思うのでござります。事後審査が裁判所の本来の機能ではないかという一般的な批評がござります。まさに一般的にはそうであると思いますが、しかし、そのようなことは法律の明文から直接出てくるものではないのではないかと思うのでござります。裁判所におきましては一切の争訟を判断する、だから結局、争いが争いが裁判をなすに熟しておれば、それを裁判所が取り上げても、格別、三権分立に反するわけではないのではないかと、かより思ひでござります。現在、義務確認の訴訟を積極的に是認した判例というのはそ�数多くありますんし、また、学説としても支配的な見解であるとは思いません。しかし、現実に裁判を扱っておりますと、やはりどうしてもそういうような類型を認めて判断しなければ正義に反

する結果が発生するかようなことをたびたび経験いたします。そこで、このようなことにつきまして、せっかくこの新しい法案ができるのでございますから、時期尚早という意見もございますが、やはりこの際、この点につきまして何らかの規定を置くべきものではないか、かように思ふのでござります。

次に、無効確認訴訟の問題でござります。無効確認訴訟につきましては、本法案の第三条の四項におきまして、「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。こう規定してござります。そしてその訴訟につきまして、第三十六条におきまして、「無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者」、そのような者、その他「法律上の利益を有する」、確認を求めるについて利益を有する者が起こすことができる。しかもそれは、現在の法律関係に引き直してはその訴えはできない、あるいはその目的を達するといふことができないものに限り提起することができる。このような規定の仕方になつております。御承知のように、無効等確認の訴えというのは、行政訴訟が起こりましてから出訴期間の経過あるいは訴願期間の経過、このよろなことから無効等確認の訴えがほうはいとして起こってきたわけございます。このよろな形式は、当初予想されていなかつたとも言われておりますが、実務上は、実は大きな意味を持つてきておりますし、件数からしても、取消訴訟に次いで多數を占めている訴訟形態

ざいませんので、訴訟としては、取消訴訟と同じような違法事由が、それを引き直して、すぐ無効の事由になるのではないかといふらがを感じられるのではないかといふらがを感じられます。そこで、実務からいたしますと、無効等確認というものがやや乱用されておるのでござります。そこで、何らかの規制を加えなければならぬといふことは考えられるわけでござりますが、それにつきましては、最高の三十四年九月二十二日の判例がございまして、重大明白といふ要件を主張していることを要する、といふような判例を出しておられます。これで私は足るのじやないか、現在の法律関係に引き直すといふこと、これは一般的の民事訴訟の確認の訴えと混同しておるのではないかといふらに私思ひのござります。私法上の契約でござりますと、その後、その契約の無効を確認したところが、現在の法律関係とは一致しないといふことは、これはよくあるわけですがござります。ところが、行政処分における行為がなされるということは考えられないでござります。それから、無効確認といいますと、これは過去の行政処分の單なる無効確認を求めるといふのではなくて、これは、現在そのような行政処分公定力を持つていいい、行政処分として通用しないといふことを明らかにする、このような訴えといふらに考えますと、これはもちろん現在の法律関係に当たるのでございまして、過去の法律関係だと考えてこのような訴訟に疑問を持つ必要はないのではないかからか。また、本法案の

認めておりますように、それを現在の法律関係に引き直すことができない場合があるということも認められておりますから、これは、理論的に言いましても、單に行政処分の無効確認という端的な、そのような形式で訴訟を起させるのが筋が通っているのではないと思ひでございます。これを本法案のように、現在の法律関係に関する訴えに引き直すということにいたしますと、どういふ結果が発生するかと申上げますと、現在の法律関係でござりますから、行政府が相手になるのではなくて、現在権利を持つておる者あるいは相手方の権利を奪う人が出でてくる。そういう者が被害になつてくる。結局、行政府のある処分によつて権利を得た者、あるいは得ない者、その同士で訴訟が行なわれるということになります。そうすると、これが無効な処分の結果、そのような訴訟が起ることすれば、行政府の不手きわ、それを国民が背負わなければならぬ、こういうようなことが結果されるのではないか。むしろやはりその処分をした行政府が被告になつてゐる現在の形のほうがはるかにすつきりしておつて、事態の解決にふさわしいのではないかと、かように考へるのでございます。

まさに違憲の疑いも十分にあるのでは無いのか、必ずしも合憲だと完全に言いつ切れない点もあるのではないかといふうに思うのでございますが、それはしばらくおきまして、裁判所は、結局、法に基づく判断をいたしますが、間違つておった場合に、法的に責任を負うか負わないか、これは負わない。負うという規定はございませんので、責任というものを負わない者が判断しているといふようなことは、雄川先生もおっしゃつておられます。まさにそのとおりでございます。しかし、責任を負わないということがあればこそ、裁判所はまた裁断の責任を感じて仕事をやつしていくわけでございます。それにもかかわらず、行政権から見まして、不安があるという場合も考えられますから、私は前進的な意味におきまして、この内閣総理大臣の異議を、違憲である、または不都合な規定であるとして排斥するという考えはございません。しかしながら、また本法案におきましては、現行法よりも一步進んで、この内閣総理大臣の異議があつた場合に、その政治的責任を問うといふ意味におきまして、国会に報告するという規定が設けられました。たいへんにすぐれた解決の仕方だと思うのでございます。この規定によりまして、行政と裁判所と立法と、この三者が一つの接点におきまして一緒に問題を見るので、単に事後的なそのような責任においてございます。しかしながら、何分にも裁判権に対する干渉でございますので、單に事後的なそのような責任を見ることになつたわけでは足らぬわけでございます。

いのではないか。本法案におきましては、やむを得ない場合でなければ異議を述べてはならぬとあります。それが裁判所を担保する規定はございません。また、裁判権を奪つた形でこのよくな異議を申し述べられるということには、裁判所から見ますと、かなり不満があるのでございます。そこで、この点におきましては、内閣総理大臣の異議権の発動を最小限度に抑制する必要があり、そのため、第一には、異議権は即時抗告を経た後に限るものとする。第二点には、裁判所に異議理由の審査権を与える。裁判所をして一応理由があると思量させる程度の合理的な、かつ具体的な理由を付することを強行規定とすること、このようならふうにしたらどうかというのが私の意見でございます。現行法では、異議は裁判前になすべきことになつております。しかし、裁判後に異議がございましたら、それを取り入れて、執行停止を取り消しております。しかし、それからいたしますと、裁判をした後の異議をいうので、まさに裁判所と行政権が衝突する場面を作るわけになるのでござりますが、裁判所がどういう意見を持つておるかということでなくして、一方的に無条件的に異議を申し述べるということになれば、それによつて裁判所の意思表示が全然出でていない。裁判長が慎重に審議して、同じような意見を發するかどうかわからぬ。そのような形になれば、それが国会に報告されるといふようなことでは、事案の十分な解明が尽くされないのでないかといふふうに感じます。そこです、裁判権がござりますので、最初に、第一審としてこの申請の当否を判断させる。もしそ

されるとすれば、本案におきましては、即時抗告の規定がございますので、即時抗告をして、その期間において異議を述べるといふうにすれば、裁判所の意見が一応出た形で問題が提起される、こういうことになります。それから、単に異議があつたら、いきなり無条件的に執行停止を取り消すということは、裁判所の審査権を全然無視することになるわけござりますので、そのようなおそれを防ぐ意味におきまして、とにかく裁判所にその異議理由の審査権を与えて、裁判所が、なるほどそぞらのこともあらかじめふらに、合理的だと考えられる、そのような理由を付し、それを考慮に入れた上裁判所が決定をする、こういうことにすれば、裁判所の審査権を無視したことにはならない。したがつて、合理的な、理由だけから見まして相当だと思われるような理由が付せられておりますれば、おそらく裁判所は尊重するであろうかと思うであります。しかし、現在の単に乱用の意味にわたりまして、単に公共の福祉に反するといふ、ただそれだけのことでは異議がある、それだけで裁判所が全然お手あげになるということは、國民としても、そういう審査をしておる人としても、納得しがたいものがあるのぢやないか。行政の最高責任者がそう言はなければならない。それを強行規定として、それを言わなければならぬ、このようになるのがいいのではないか、このように思つておるのでござります。

いろいろお尋ねしますが、また申しつけないところがござりますが、後刻、質問の機会がございましたら、その機会にお答えをしたいと存ります。
○委員長(松野幸一君) ありがとうございました。

次に、弁護士澤亮二君にお願いいたします。

利を救済するという目的から見ては、あまり進歩改善の跡は見られない。むしろ後退したもののが相当ある。これら考えております。

人民に対する子を保護すべき親の愛情等といいますか、それとも主人に仕える忠実なしちべの奉仕的な精神といいますか、もう少し謙抑な氣持で、要件を緩和してほしい、こう考えるのであります。

いつでも、最後のところは裁判所だといふ氣持になる。裁判所が、「上意」というようなことで、自分の裁判をやつたやつを、総理大臣から一言言われただけで一ぺんにだめになつてしまふ。こうなつては安心してやつ

しい免職から下は戒告もあります。その範囲のどれ——軽い懲戒事由です。軽い非行について、その範囲のどくね、これを当てはめて懲戒処分に付しても、これは裁量の範囲じゃないかという解釈が生まれる。その解釈は間違つていい

○参考人(澤克己君) 私は一介の弁護士であります。むずかしい学問上の理屈はよくわかりません。しかし、行政事件訴訟、ことに抗告訴訟につきましては、かねがねこういう考え方を持つております。人はだれでも他人の権利を違法に侵害してはいけない、それは不法行為である。しかし、それよりもっといけないことは、国または公共団体が公権力を違法に行使して国民の権利を侵害する、そういうことは最もいけない。たとえば、対等の人と人の間で、ある人が他の人をなぐる、それはもちろんいけないことであつて、暴行罪を構成する。しかし、捜査官憲、警察官のような公務員が、権力をかさに着て無力な被疑者に拷問を加える、こういうことはもつともつといけない。抗告訴訟は、こういうよろんな人の忌まわしむべき不法行為、そういうことからかよわい人民を救済しよう、そこに制度の目的があるはずだ、こう考えるのであります。そういう意味から考えまして、今度の法案にも数々の不満がございます。先ほどから、今度の法案はかなりりっぱにできたという意見がいろいろございましたが、それは法規の体裁をおもに言られておる。ですから、訴訟実務、裁判の実務上便利になつた、やりやすくなつたということであつて、人民の側から、その権

点から拾つて参ります。

第二十五条の執行停止。この点は、先ほども鶴川さんが言われたように、訴訟を提起すれば当然に執行が停止されるという原則をもう一度考え方で、縮しようかというような場合には、出訴期間を短縮するのだったら、なおさら参考の余地があるんじゃないかな、う考えます。

それから次に、二十五条の二項、三項ですが、二項、三項によつて執行停止の要件を制限しております。非常に厳格に規定しております。二項によつては、「回復の困難な損害を避けるため」、それから「緊急の必要があるとき」、この二つ。三項では、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき」ということがあって、もう一つ由がないと思われるときにはこれをできないというふうに、裏と表から、いわば四つの条件で縛つてある。がんじがらめに縛りつけてある。こういふこと消極的な要件として、本案について理屈のためには道を開いてやろう、不服の道を開いてやろうという観点から見ると、国民党を救済しよう、かよい国民のためには道を開いてやろう、不服の道を開いてやろうといふ観点から見て、非常に不親切な思ひやりのないやり方ではないか。私たちには、この要件を一つないし二つ、いずれかを組み合わせて、それで足りるのじやないか。もう少し國なり公共團體の側は、

それから、内閣総理大臣の異議について申し上げます。平塚さんがおつしやったまことに、これは違憲であります。私は、これは全文を削除すべきであるだと考えます。その理由は、三権分立の根本原則に反する、司法権の独立を否定する昔の封建制に逆行するものである。司法権に対する、裁判官に対するはなはだしい侮辱、不信の表明であります。先ほど平塚参考人は、違憲だとうことは、おつしやらないが、それは、平塚さんは、自分が裁判官ですから、遠慮なさつたのじやないかと思うのです。私どもは、これは明らかに違憲だと、こう考へたたようですが、それは、平塚案は、自分が裁判官ですか、遠慮なさつたのじやないかと思ひます。それから、二十五条一項に規定する即時抗告の規定もありますから、もうこういう規定を設ける実際的な必要もほんとない。私どもは、折衷案として、一応異議権を認めて、その異議の当否を判断するのは、最終的に裁判所だ、こういうふうな規定ならいいのではないかと思いましたけれども、その必要さとも、二十五条二項の即時抗告の規定によつて、もう裁判所に信頼したらいではないか。私どもは、裁判所が法律的には最終的な判断をするということによつて非常に安らぎを覚える。私どもは、役所はたくさんあるけれども、やはり一番信頼するのは、最終的には裁判所です。裁判所には、私いろいろな不満を持つております。持つておりますけれども、何と申します。

量処分の取消しといふ問題があります。これは、取消しの理由を不当に制限している。この三十条によりますと、「裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる」というて、この二つの場合に限つて。ですから、そのほかは一切できないということです。これは、審議会の小委員会でもあります問題がなかつたようです。学説、判例をそのまま明文化したのだといふような意見があつたようですが、私ども実務家としては、非常に危険を感じます。結論から言いますと、私は、西ドイツの行政裁判所法なんかを読まさせていただいて、それも参考にしたのですが、それを参考にする前から、これはいけないと思つております。この二つの理由のほかに、取り消し理由のほかに、裁量の処分が公平でないとき、それからあるいは、处分が行政庁に裁量をゆだねた目的に適合しない方法または程度において行なわれたとき、行使されたとき、これらものも加えなければ、この規定だけでは狭過ぎる。たとえば、裁量権の範囲をこえさせしなければいいといふところになると、国家公務員法に懲戒処分規則が有りますが、それは、公務員が何か非行をやれば懲戒される。その処分の種類には、上は死刑にひと

をされる余地がある、危険がある、ことになつてくるとたいへんだから、それは明らかに公平でないという観念、されども裁量権の範囲だといふようなことをいうことはありますけれども、それはそれで裁量権をゆだねられたその目的的に適合しないといふ観点から、そういうものも取り消されなければならぬわけですね。著しく不相当の場合ですね。

それからもう一つ、権利を乱用したことができる。今の日本の裁判所の判決例では、乱用といふものは、非常に要件を厳格に解しております。よっぽどでないと乱用という主張が通らないで、処分者が故意に、よっぽど悪い脛胆でやるということが証明されなければなりません。ところが、そういう魂胆なんと云ふものは、簡単に証明できるものではないのです。役人さんは上手にやりますから、それがあの人たちのお手のものじゃないかもしれません、そういうことは非常にお得意ですから、それをうわべだけ見て、理由をくつつけたて、処分が不当だと言つても、そのときにその乱用の説明なんてできるものがない。だれが見ても、客観的に見て、これは不公平ではないか、裁量権が委任された趣旨に適合しないじゃないかなど。いやしくも、少しでも公権力の

となつた行政がその考え方を裁判所に最初の段階において出すはずです。また出さなければおかしいと思う。総理大臣自身は、実際はそういう末端のことはよくわからないわけでしょう。わからない場合が多いはずです。総理大臣が異議を申し述べるいたしましても、結局は、裁判所で敗れて、仕方がないから総理大臣に泣きつくという格好になることが多いのじやないか。そういう実際の場面、経過などを考えてみますと、裁判所自体も、何もその公共の福祉というような問題を初めてから無視して執行停止をやる、こういう格好にはなつてこない。それで、ただし第一段階で敗れましても、これも御指摘がありましたように、即時抗告といふ段階でもう一度やれるわけです。だから、それだけで私は十分だとね。だから、それだけでは十分だと思うのですね。そういう行政側の公共の福祉に訴える機会が奪われておるというのなら別ですけれども、そういうのではないですから。で、まあ、これに対するいろいろな反論もまた予想もされますが、これは裁判所にいたしましたとしても、私は行政事件の扱いといふのはだんだん時間がたてばなれてくると思うのですね。やはり全体的な立場でものを見ていこうという格好といふものは、ずっと出てきておると思うのです。だから、そういう点がこの条文自体を見て私たちには必要ないじゃないかというふうに考える。

もう日本だけじゃなしに、どこたつて
そうでしよう。だから、そういう場合
に、裁判所が憲法をたてにとてばん
ばんやられたんではたいへんだといっ
たようなことが例の平野事件なんかを
契機にいたしまして、そうして出てきま
たわけですね。まさにこれは特例法と
いう名前のとおり、その点なんかもまた
だけそり、いもを認めなければなら
ぬか。この点が第二点です。

それからもう一つは、しかし、行政
にふなれな裁判所が、そらはいまま
でも、ときにはやはり実際の行政と必
ずしもマッチしない判決を出す場合が
あるかもしけぬという御意見があろう
と思いますね。そういう場合には、や
はり総理大臣の意見を尊重すべきだ
と、こう来るのだろうと思ひます。し
かしながら、そういうことを言い出せ
ば、これは普通の私人間の争い、ある
いは刑事裁判にいたしましても、これ
は私は結局裁判官の判断でおやりにな
ることですから、純粹に客観的に見れ
ば、そういう間違いというものは幾ら
でもあり得るものだと思います。た
だ、その間違いをできるだけ少なくし
て、いこうという努力が裁判所で最大限
なされておるわけとして、だから、そ
ういう今私が第三に申し上げたよう
な点までを問題にされるということにな
りますと、ちょっとそういうことを言
うのであれば、それは単に行政事件だ
けの問題でないのじやないか。むしろ
そういう不当な裁判の結果というもの
に対する批判は、これは終局的にはや
はり私は世論の批判に待つべきだと思

います。ああいう裁判がいいか悪いのか。まあ世論といいましても、それは学者の批判とか、そろいつたようなものも含めて、そういうものに待つべきものであって、何か裁判にしようとある総理大臣がぼんと横から出てきて、その判断をくつがえす、こんなことはどうしても納得できない。これはいろいろ学説なり考え方等が分かれていますので、私たちもこういう法審をここにあずけられまして、どう判断すべきか、これはここで法律ができるがればずっと残るわけですので、非常に苦慮しておる問題なんです。これは政治家が賛成、反対、どういう態度をとるかということ自身も批判の対象になる問題です。そういう意味で皆さんとの判決と同じように私たちは苦慮しておりますわけとして、今三点だけを申し上げたわけですが、それは亀田君、ちょっと考えは間違っているといふような点がありましたが、ひとつ率直に御指摘を二人の方からお願ひしたいと思います。

「それから……まあいろいろ申し上げるところがちがつていけないと思いますから、その点だけ先にお聞きいたしまして、あと一、二点、それが済んでからお尋ねいたします。

○参考人(雄川一郎君) ただいまの御質問の点に関します私の考え方を簡単に述べさせていただきますが、私もこういう何か、「総理大臣の異議」というような制度をもし白紙の場合に立法するとなれば、——白紙と申しますのは、現在の特例法に全然そりや規定がないと仮定いたしまして今度行政事件訴訟法を作ると、——場合に、もしくは、——制度を導入するということであれば、こ

れは相当問題の余地があると、おそらくそういうふうに考へるのではない、といふふうに思われます。そういうふう意味では、こういう制度がぜひなければならぬ、ということを言うだけの根拠ではない、といふふうに思われます。そういうふうに思われます。そういうふうに思われます。そこで、現在の特例法にこういう規定が持ててあります。ただ私の考え方として、それからまた、そのほか、こういう規定が設けられるに至りましたのは、今おっしゃられましたように、実際上の経過もござりますし、それからまた、そのほか、こういう規定が設けられます。そこで、裁判所が行政処分の執行停止なども、簡単にやる、それに對して行政庁が不満を持つておるというようなことをもたらすらかと思われます。

般の裁判手続に比べますと比較的簡単な手続でなされるわけでござります。また、そういう簡単な手続で早くやらないければ執行停止とということは意味をなさないものでございまして、それは事柄の性質上当然となるわけでござりますが、そななりました結果が常に必ずしも妥当な結果が出てくるといううことは保証されていないわけでございまして、これは裁判所が慎重な判決手続を尽した結果の裁判でももちろん間違いはあり得るわけでござりますけれども、その場合に比べまして、はるかにそういう可能性が多いということが言えるわけであります。その結果、予期しない行政の停廃という事態も考え方されるわけでございまして、そういう場合にはやはり何らかの保証が必要ではないかということは十分考えられるわけだらうと思われます。この問題については、根本には一体行政処分の執行停止をするというものは裁判所の固有の権限、憲法にいう司法権の作用に当然入つてくるのか、あるいはそうでなくして、本来は行政処分を執行するかしないかというのは行政的な権限である、裁判所が何らかの法律に基づいてそういう権能を授えられて初めて執行停止をするということになるのか、という、理論的、あるいは、言つてみれば、憲法解釈的な問題が根本にあるわけであります。それをどつちをとるかによってかなり見方も違つてくるだろかと思われますが、私の考えは、その点については結論的に言えば後者でありまして、執行停止の権限といふものは司法的な権限でなくて行政的な権限ではないかというように考えているわけでございます。そこで一たんし

裁判官よりも、あるいはそれには精通している場合もあるかもしれません。が、制度的な問題としては、裁判所に對して内閣総理大臣が口を入れるのはおかしいわけですが、それと同様な意味におきまして、そういう事柄の政治的、行政的な判断の問題になつてくるとすれば、それは制度的な問題としては内閣総理大臣が最後に口をきくといふことで筋は通つていくのではないかというように考へておるわけでござります。

は二項と三項と両方が要件になつてお
りますが、二項のほうは積極的な要件
であり、三項のほうは消極的な要件で
あって、しかも、大体これは被告たる
行政庁側のほうから主張しかつ陳明
していく事項であるのではないかと思ふ
のでございます。そこで、そういうよ
うな消極的な要件につきまして裁判所
が判断する場合に、そういう消極的な
要件があるという認定及び判断、それ
は非常にむずかしいことになるのでござ
いますが、それが足らない場合と
言つては語弊があるかもしれません
が、いきさつとしましてはそう考へら
れるわけでございますが、それが多少
どうも疑問だと思われるときに、行政
権の最高の地位にある内閣総理大臣が
みずから責任をもつて異議を申し立て
てる、そうして、同じことではあります
が、そのことを特に強調して異議を
申し述べるということになりますと、
そこにウエートが違つてくるのではないか
といふふうな意味におきまして、
つまり内閣総理大臣が責任を持つ、こ
ういうようなことにおいてこの消極的
要件を主張する。そこから裁判所の判
断において、たとえば、第一審では多
少疑問であつたがということで消極要
件がないと判断した。ところが、内閣
総理大臣がそれに対し、即時抗告が
あつた後に、内閣総理大臣がさらに重
ねてその点を強調するということで消極要
件がないと判断した。まあ私としましては、
理論的な、基本的な考え方におきま
して廃止すべきではあります、運用の
解決がはかられるのではないかとい
うようなこと。まあ私としましては、

○亀田得治君 修正是な意見を持つておる、こういうふうなこととござります。
きします。この第三条ですね、この点につきまして三人の参考人の方とも、ここに書かれておる四つの類型以外のものも、認められるのだ、義務づけ訴訟なりそりいいたよくなことについても、当然今後の学説、判例の發展に待つたという意味では一致してゐるわけですが、また、提案理由もそういうふうに説明はされておるわけですが、そもそもだとすれば、たとえば、この法律の十三条(関連請求に係る訴訟の移送)といふところに関連請求についての事例があげてあるわけですが、その最後に第六号に「その他云々といふ規定を設けておるわけです。だから、まあ、これがありますから、一、二、三、四、五と、これに当つてはまぬでも、そのうちの何が出てきてあこれでやれる、こういうことになるわけですが、第三条も決してこの四つに限定するわけではない。今後の行政事件の發展によつていろいろ合理的に考えられるものは含んでゐる、また当然そうすべきだ。こういう点では一致しておるわけでありますから、それならばこの第二条に第六項といふのを一つ起こしまして、そこに何か適當な表現をもつて規定する。第一項の中で規定しておるのだけれども、しかしまあ主として考へられるのは、2、3、4、5だ、こういう印象を与えるわけです。だから普通の立法の場合には、たね。

いて、いあとに掲げるものは例示なら例示といったようなことがはつきりしていわるわけですが、どうもこの第三条の書き方がその点はつきりしない。したがいまして、そういう点をもつと書ききりさせることについてはどうすべきか、単なる私の思いつきで申し上げますと、第三条の第一項が、この法律において抗告訴訟とは左のものを言うと、いうふうにして、そして2、3、4、5と行って、そしてこの法案の第三条の末尾のところを、このままでいいですから、「その他行政の公権力の行使に関する不服の訴訟」というふうにこれを第六項に加えますと、普通のしきうとの人が見てもわかりがいいんじゃないかというふうに思っているんです。こまかいのは、訴訟の類型の話等ありましたが、そういう点はまた研究させてもらうことにして、その点だけを、平塚さんいろいろこういう実際問題がおわかりでしようし、それから雄川さんはいろいろ理論的に研究されていると思いますから、お二人にちょっとお聞きしたいと思います。

田先生がおっしゃったような趣旨で、例示的なものにこの四つを掲げて、そして「その他行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟」というふうにすれば、「そもそも適切かつ明確ではないか」というふうに思つております。

○参考人 津澤己君 私は、この第三条は、第一項によつて何か例示的だといふ表現はほんとできている。むしろ第二条で、「この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機關訴訟、その他行政上、公法上の争いに関する一切の、すべての訴訟をいう」とかいうふうに第二条のほうへ含めればいいのではないか。私は、第一条と第二条にこういふ表現が用いられているから、全体として列挙的、制限的な趣旨に解されるおそれがあるのではないかと、こう考えてゐるわけですがね。

○亀田得治君 そういうえば第二条自身で四つに限定しているわけですね。まああこれはひとつ研究させてもらいましょう。

それからもう一つ、これはわれわれ国会議員自身が判断すればいいことかもしませんが、ともかく行政事件訴訟法に関する各種の問題題点についての意見が相当分かれているわけですね、専門家の間で。そして現在の行政事件の処理自体は、判例なり学説などの積み上げによって一応運用されておりわけですね。そんなに私は不便はないだろうと思うんです。ただ、それを整理してきちんとわかりいいものにしたという点は非常に意味があると思ふんです。その点は各参考人とも御指摘のとおり、私もその点は同意しま

す。ただ、専門家の間で非常に問題のあること、たとえば訴願前置の問題であるが、たまたまお三人の意見が全部違つておるわけです。さつぱりしたほうが多いと言う者、右と左違つておるし、大体雄川さんは中間的な御意見です。まあわれわれとしても非常に判断に迷うわけです。

そこでお聞きしたいのは、決してこれが、まあ特に政党の政策的な立場から賛成、反対といったようなものの出

てくる法案じゃないわけとして、それだけに、もう少しゆっくりいろいろな専門家の意見がまとまるのを待つべきではないか、法案の作成としては。い

るもの早く作るということはいいですよ、そのこと自体には少しも反対ではないわけです。しかし大よそ意見の一一致を見たものだけを早く作るとい

うことらしいのですが、必ずしもそうではないわけなんですね。そこら辺のところを皆さんは——まあ草案が雑誌に発表されたりいろいろして、いよいよ国会にこれが来てる。あのままやられたのではちょっと問題じゃないか

と、現在のように行訴の法理そのものがまだ十分に固まっていない段階で、あるいはこういう立法をするのはどうかという考え方もある。それが正しいほんとうな感じを持つて見ておられますか。実際にこいつがないと裁判にすぐ支障があるということなら、これは多少の意見の不一致があつてもすぐやります。

○参考人(雄川一郎君) この法案全体の方に簡単に結論的にひとつ御意見を聞きまして、私の質問をこれで終わります。

○参考人(雄川一郎君) この法案全体に対する私の感想、これは先ほども初めにちょっと述べたところでございま

すが、ただいま御指摘がございまして、行政訴訟に関するいろいろな問題については、学説も一致してない点が多いわけですし、判例でも必ずしも一致してはいないわけでございま

すけれども、私の見るところでは、この法律案に盛られましたところは、現在のところもちろん異論はない。異論

なく完全に一致しているということは言えないかと思うのでありますけれども、大体承認されていたところを、言いかえれば、現在の段階で固められ得るところを固めて出てきたのだろう。

将来に残された問題などございます。それから、まあ理想を望むという立場から、まあ理想を望むという立場からいたしますと、こういうような大きな基本法については、これは人によつて、また立場によっていろいろな理

想、違った理想が出てくるわけでありまして、そういうことは、実際問題としてとても不可能なことであるわけでもござい

ます。そういうようなことを考えますと、現在のように行訴の法理そのものがまだ十分に固まっていない段階で、あるいはこういう立法をするのはどうかという考え方もある。それが正しいほんとうな感じを持つて見ておられますか。実際にこいつがないと裁判にすぐ

支障があるということなら、これは多少の意見の不一致があつてもすぐやりますけれども、しかしこの程度のところは大体現在の学説なり判例なりでほぼ固まってきたところであります。

○参考人(雄川一郎君) この法案全体に対する私の感想、これは先ほども初めにちょっと述べたところでございま

すが、ただいま御指摘がございまして、行政訴訟の中では早急に実施を望みたいのは、この専属管轄を廃止している点でございます。これは

おそらく行政庁のほうも、また国民にとっても異論がないであります。しかし、権利救済を求める国民の側として

は非常に恩典を受けるものでございますから、これはまた専属管轄を廃止しない限りは、現在のままではどうにも離れて見ましても、現状と比べて見れば格段の違いがあるので、どちらも御審議をお願いしたいと思つては双手をあげて、一刻も早く通るようになります。そして今

の専属管轄を廃した点は、私としましては一致してはいるわけでございま

すが、ただいま御指摘がございまして、たまたま不備な点があるよう

でござりますけれども、そういう立場でござります。それで、諸外国の例と比較しまして、この法案程度では非常に整備しているものか、不備な点がどのくらい残っているものか、どういう段階か、諸外国の進んでおる例と比較をしての御感想を雄川参考人から聞けます。

○参考人(澤克己君) この現行法、新規する事が望ましいといいのは、最初に申し上げましたとおりでございま

す。私はそのほかに先ほど述べました

○参考人(平野隆君) この全体眺め

まして、いろいろな点につきまして

○参考人(雄川一郎君) 諸外国の例と

比較せよ」ということでござります

が、これは日本の制度は根本において、何と申しますか、非常に特殊な形

をとつてゐるわけでござります。たとえばヨーロッパ大陸のよろ、ドイツとかフランスあたりの国では、御承知のよろな行政裁判の制度をとつております。そういうところでござりますと、

とにかく行政裁判をやつていて、それが正しいほんとうに進んで行く方向

事案の審理はやつていただけるわけでござりますが、しかし、このようないい新法をやつぱり実施してほしいな

と思います。それは、それがこのままにして延ばして、もつといもの選ぶために、今

平野参考人も言われたように、わざと新法をやつぱり実施してほしいな

と思います。それは、それがこのままにして延ばして、もつといもの選ぶために、今

は、まあ見送るというときに未練を感じることは、管轄のことだけなん

でどうちがいいかと言われると、正直なところ、これは迷うんです。ただ、

それ以外には、まあいろいろこま

ども、か、亀田さんが言われたように、

まあ何となつていいける、まかなかつてき

たのです。それよりも、実質的に後退

するには、内閣総理大臣の異議の点に

かなり重要なものがあるし、それから

さつき言つた裁量取り消しの理由、裁

量処分の取り消しの理由などについて

いかといたしますので、この法案の一日前

も、かよつと危険なところがあるとい

うことです。実際迷つてゐるのです。

○赤松常子君 委員長、二つ簡単

に……。

○委員長(松野孝一君) 赤松君、簡単

に、本来行政事件訴訟法といふ以上

は、手続の細目は民事訴訟法関係の法規におんぶするといったしましても、本

みましても、先ほども申しましたよ

うで、そういうことを比較の前提として

います。が、それを考慮した上で考えて

は考慮しなければならないわけですが、訴訟手続の骨格になるような部

分を盛り込んでいくべきではなかつた

かといふように私は考へてゐるわけですが、現在のところまだ固められ得ない備だと言えは不備だということになりますが、ただその点は、これはまあ先ほども申したことの繰り返しになりますが、現在のところまだ固められ得ないものも相当にあるわけでございます。この法律案に出たところは、大体現在の段階で固められ得るぎりぎりの限度まで出てきたのではないかといふうに私は見てゐるわけでございます。これから比較して、非常に整備されたものであるかと言われば、もちろん理窟かにはかなり遠いということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

○赤松常子君 もう一つ平案参考人にお尋ねします。

内閣総理大臣の異議申し立てについてまして、従来の判例でこういふことがどのくらいなされておるのか、こういふう必要といふものがあなたのお立場から——あなたは最低の抵抗とおっしゃいましたが、あるほうがいいのかどうか、従来のあなたの取り扱いになつた事件の中で例がございましたら、何例があつて、その結論は民衆の利益となつたかどうか、例がございましたら、ちら、ちょっと御説明して下さいませ。

○参考人(平塚隆君) 私も相当行政事務を手がけたのでございますが、私が下級行政庁が、執行停止の申し立てが出来ますと、すぐに内閣総理大臣の異議手がけた当初の段階におきましては、やつた事件につきましても、やはりとも闇合する余地がなかつたのです。そういうことをされたということにつきましては、そこですぐそれを出してきて、やつたことをいつてすぐそれを出しますが、それでそのままの段階で固められ得るぎりぎりの限度まで出てきたのではないかといふうに私は見てゐるわけでございます。

きましては、まあ私のやつた判決に
側の、処分を受けた者の言い分が通
た事件がござりますので、そういうこ
とを考えますと、内閣総理大臣の異議
ということは、私としてはあまり好ま
しくないのでございます。しかし、そ
うも全般的にいろいろな——これはす
く裁判所も一生懸命やつてあるわけでござ
ります。まあ何分にも事件が多く通
て、また能力にも限りがあるわけでござ
りますし、特に行政訴訟の特殊の性
格に裁判所の担当者全體がなれてして
いらっしゃるわけでもございません。そろ
うことを考えますと、まあ外部から
あるいは特に行政庁のほうから、裁判官としての立
場でなくして、全体的な考え方からすれば、
は、異議というのも、反対の立場
からすれば、全然意味がないものでは
ない、大いに意味があるのだということ
を是認はできるのでございます。一
かし私の個人的気持としては、少なくとも
おきまして、まあ最悪の最後のものとして
して、伝家の宝刀としてあるといふことは、
まあねだでもないようにも思つて
ます。しかし、これまでの運用の実績
から見ると、好ましくないような傾向
が見えていたわけでございますので、
そこで今後存置するトスレバ、それを
最小限度にチェックする必要があるの
ではないか、こういうふうに思つて
いるわけであります。

○赤松常子君 じゃ、これで。
○高田なほ子君 ちょっと……。高田
でございますが、お三方にいろいろ御
意見を伺わしていただきたいへんあ
りがとうございました。私は純然たる
しようとぞござりますから、むずかし
いことはよくわかりません。澤さんの
御意見はたいへん私よくわかりまし
て、なるほどそだとういう気持がする
わけです。そこでひとつ平峯さんにお
尋ねをしたいことは、公権力で国民の
権利が侵害される、これを救済するた
めの訴願制度である。こういうお話
で、そだとすると、処分機関と審判
機関といふものは原則として分離しな
ければならないものだと、私はしろう
と考えてそう考えております。だが、
先ほどから亀田さんも赤松さんも質問
をされていることですけれども、この
第二十七条内閣総理大臣の異議を申
し立てる権限をここに与えておるわけ
ですけれども、先ほど平峯さんの御説
では、司法それから立法、行政の三権
が調和した接点としてこれを運用の面
で認めてよいと、こういうよくな御
結論があつたように思われますが、ど
うも私にはびんとこない。もしあなた
の御説がそだとするならば、何を
もつて、この条文の中のどれをもつて
の国政作用。そだとすると、この異
議が非常に広く強く作用することにな
ると、非常にこれは重大な問題が出て
くるだらうと思うわけなんです。もち
ろん、この中には、執行停止の決定が
あった後に、縦理大臣が後にも異議を
申し立てることができると、いう重大な

内容がありますから、私は問題にす
わけです。そうすると、二十七条の六項は新しく挿入された項目で、こ
に、内閣総理大臣は国会に報告をさ
て、この異議を申し立てることを乱
してはならないといふ、いわゆる国会に報告する事が、その大臣の権限
一つのコントロールであるように出
おるようですがれども、私は、国会に報告したぐらいでは、とても今の政
情勢の中では、コントロールする作
は必ずしも適確に効果がないじやや
いかという、非常な質問を持つていつ
われなんです。この疑問にひとつ答
ていただきたい。これが一つです。

とによって国民全体がながめる、批判をすることができるということにおきまして大きな意味を持つんではないかと、当面考えたわけでございます。それから、前の訴願の問題でございまして、これは訴願と言ひ限り、同じ処分庁そのものが、同じ処分をしたその個人なり関係者が判断するという場合におきましても、なお再考の余地を与えるという意味におきましては意味があるわけでござりますが、おそらくは自分の非を認めて処分を撤回するといふことは、普通には、よほどの事情がない限り、そういうことは起らならないと思うのでござります。そこで、訴願の審査の機関としましては、第三者的なもの、少なくともその処分をした者とその他の者とが寄つて構成する第三者的な機関が、これを担当するといふことが適正ではないかというふうに思いますが、この訴願によつて、国民としましては、この法案のように両方に行けるといふことは、非常に表面的にいよいよ思うのでござりますが、訴願することによって、訴訟では數えない国民の権利救済が与えられる場合もあるのでござります。と申しますのは、裁判所は、違法とか無効とか、そういうことしか判断できませんが、行政庁の自制作用によります訴願の場合はおきましては、妥当、不妥当の問題も考慮される余地がある。それが單に処分した者でなしに、特に第三者的な機関によつて再考の機会が与えられるということ。出訴の道を閉ざすならばたいへんなことでござりますが、訴うな問題もさらにもう一度考えられる

願と並行して出訴もできるということになつておりますれば——並行ということはおかしいんですが、訴願のほかに出訴もできるということにして、まづ訴願を国民に要求することはあるが無理ではない。むしろ客観的には利益になるように思うのでござります。そのような觀点から、私は最初の発言の中におきまして、第八条について現行制度のほうがよいように申し上げたわけでございます。

○高田なほ子君 雄川先生にひとつお

願いするわけですから、三十一條の問題ですが、これは一説には、行政側に有利な特例であるといふようない見方をしている向きもあるようです。一体日本の最近の行政事件の中、国民の側が勝訴になった率といふのは、三十一条では、違法宣言だけで、損害賠償だけのことにはしかぎないので、権利をもとに戻すということはなかなか困難なようにも受け取れる向きもあるのですが、この点はどうですか。

第三点は、「裁判所は、請求を棄却することができる」、こういうこと、裁判所は「処分又は裁決を取り消す」とが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができます。裁判所は、国民の権利といふものは守られないおそれもあるのではないでしょか。こういう三つの疑問に答えていた

率の問題でござりますが、これは今まで正確に記憶しておりませんので、あるいは不正確なことは申し上げるの点は御容赦を願いたいと思います。それから第二の点でございますが、この三十一條の規定、これは現在の特例法の十一條でござりますが、あれを受けて続いだわけですが、その趣旨は、私の考へてゐるところでは、別行政

府、ことに当該処分をした行政の利益のために原告の請求を棄却するといふわけではないので、むしろ主たる眼目は、反対の利害関係人がたくさんある。そういう人たちが、ある行政処分關係を設定しているわけでございまして、それができれば、その上に乗つていろいろな法律關係を設定したり、権利義務の関係を設定しているわけでございまして、その基礎となつた行政処分がひつくり返ることによって、そういう人たちの法律的な立場といふのは、取り扱いなければならない問題ではないであります。その基礎となつた行政処分がひつくり返ることによって、そういう人はやはり考へなければならぬ問題ではないであります。その基礎となつた行政処分がひつくり返ることによって、そういう人はやはり考へなければならぬ問題ではないであります。

○委員長(松野孝一君) ほかに御発言もないようございましたから、午前の参考人に対する質疑は、これをもつて終了いたします。

この際、参考人各位に一言ございさつ申し上げます。本日は、長時間にわたりまして貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございました。当委員会の審査のため、きわめて有益なる御意見を拝聴できましたことを深く御礼申し上げます。

○委員長(松野孝一君) なお、たゞま委員の異動がございましたので、御報告いたします。本日付をもつて加瀬完君が辞任され、その補欠として鈴木壽君が選任されまし

る。原告としては損害賠償してもらつただけでは十分な権利の救済にはならないといふことは言えると思いますけれども、その点はほかにもいろいろな理由がございます。まあ損害賠償を一方には与え、それから他方で、ある行政処分によつて生じたいろいろな権利関係、法律關係といふものの安定化はかつていくといふことが、公共の福祉に適合するという場合があります。

午後一時半まで休憩いたしました。午後零時四十一分休憩

○委員長(松野孝一君) これより法務委員会を開会いたします。

午前に引き続き、行政事件訴訟法案を議題とし、参考人の意見を聴取いたしました。

午後は、杉村参考人、高太参考人及び位野木参考人の御意見を伺います。

最初に、参考人の各位にございさつ申し上げます。午後は、杉村参考人、高太参考人及び位野木参考人の御意見を伺います。

○委員長(松野孝一君) これより法務委員会を開会いたします。

午前に引き続き、行政事件訴訟法案を議題とし、参考人の意見を聴取いたしました。

午後は、杉村参考人の御意見を伺います。

本的には国民の権利救済の完成を期するということが重点で、必ずしもそぞういう國家の機関の間における行政権と司法権の権限分配を厳格に解すべきではないだろう、こう思います。そこでこういふうな立場からこの法律案を見ました場合に、先ほども問題となりましたように、一つの考え方、批判の立場は、現行の行政事件訴訟特例法と比較して、どの点においてよくなり、どの点において悪くなっているのか。それを、全般的に見れば現行の行政事件訴訟特例法よりはいいといふうな立場からの判断で、もう一つは、これは行政事件訴訟法の改正法案ではございません、行政事件訴訟法案と、こうなっております。そうしますと、單なる現行法の疑義、あるいは結果的是正といふところよりも、さらに進めて、基本的に行政事件訴訟法というものをどのように考えるかという立場から批判と、二つあるだらうと思います。

そこで、その今申し上げましたような考え方から、まず六つの点について私の意見を申し上げます。

第一点は、第三条の抗告訴訟に関する規定でございます。この第三条の規定におきましては、私はこの第二項の「その他公権力の行使に当たる行為の取り消しを求める訴訟」を認められたこと、これはおそらく公権力の発動でありましても、行政上の強制を意味されていると思いますが、それについての取り消し訴訟を認められている第五項の「不作為の違法確認の訴え」を認められたことは、これは現在の判例、学説から見まして一步の前進だらうと思います。しかし、その場合

に当然考えられますのは、たとえば給付訴訟あるいは差し止め訴訟あるいは処分の存在確認訴訟、あるいは国民見ました場合に、先ほども問題となりましたように、一つの考え方、批判の立場は、現行の行政事件訴訟特例法と比較して、どの点においてよくなり、どの点において悪くなっているのか。それを、全般的に見れば現行の行政事件訴訟法の改正法案ではございません、行政事件訴訟法案と、こうなっております。そうしますと、單なる現行法の疑義、あるいは結果的是正といふところよりも、さらに進めて、基本的に行政事件訴訟法というものをどのように考えるかという立場から批判と、二つあるだらうと思います。

そこで、その今申し上げましたような考え方から、まず六つの点について私の意見を申し上げます。

第一点は、第三条の抗告訴訟に関する規定でございます。この第三条の規定におきましては、私はこの第二項の「その他公権力の行使に当たる行為の取り消しを求める訴訟」を認められたこと、これはおそらく公権力の発動でありましても、行政上の強制を意味していると思いますが、それについての取り消し訴訟を認められている第五項の「不作為の違法確認の訴え」を認められたことは、これは現在の判例、学説から見まして一步の前進だらうと思います。しかし、その場合

に当然考えられますのは、たとえば給付訴訟あるいは差し止め訴訟あるいは処分の存在確認訴訟、あるいは国民見ました場合に、先ほども問題となりましたように、一つの考え方、批判の立場は、現行の行政事件訴訟特例法と比較して、どの点においてよくなり、どの点において悪くなっているのか。それを、全般的に見れば現行の行政事件訴訟法の改正法案ではございません、行政事件訴訟法案と、こうなっております。そうしますと、單なる現行法の疑義、あるいは結果的是正といふところよりも、さらに進めて、基本的に行政事件訴訟法というものをどのように考えるかという立場から批判と、二つあるだらうと思います。

そこで、その今申し上げましたような考え方から、まず六つの点について私の意見を申し上げます。

第一点は、第三条の抗告訴訟に関する規定でございます。この第三条の規定におきましては、私はこの第二項の「その他公権力の行使に当たる行為の取り消しを求める訴訟」を認められたこと、これはおそらく公権力の発動でありましても、行政上の強制を意味していると思いますが、それについての取り消し訴訟を認められている第五項の「不作為の違法確認の訴え」を認められたことは、これは現在の判例、学説から見まして一步の前進だらうと思います。しかし、その場合

に当然考えられますのは、たとえば給付訴訟あるいは差し止め訴訟あるいは処分の存在確認訴訟、あるいは国民見ました場合に、先ほども問題となりましたように、一つの考え方、批判の立場は、現行の行政事件訴訟特例法と比較して、どの点においてよくなり、どの点において悪くなっているのか。それを、全般的に見れば現行の行政事件訴訟法の改正法案ではございません、行政事件訴訟法案と、こうなっております。そうしますと、單なる現行法の疑義、あるいは結果的是正といふところよりも、さらに進めて、基本的に行政事件訴訟法というものをどのように考えるかという立場から批判と、二つあるだらうと思います。

そこで、その今申し上げましたような考え方から、まず六つの点について私の意見を申し上げます。

第一点は、第三条の抗告訴訟に関する規定でございます。この第三条の規定におきましては、私はこの第二項の「その他公権力の行使に当たる行為の取り消しを求める訴訟」を認められたこと、これはおそらく公権力の発動でありましても、行政上の強制を意味していると思いますが、それについての取り消し訴訟を認められている第五項の「不作為の違法確認の訴え」を認められたことは、これは現在の判例、学説から見まして一步の前進だらうと思います。しかし、その場合

に当然考えられますのは、たとえば給付訴訟あるいは差し止め訴訟あるいは処分の存在確認訴訟、あるいは国民見ました場合に、先ほども問題となりましたように、一つの考え方、批判の立場は、現行の行政事件訴訟特例法と比較して、どの点においてよくなり、どの点において悪くなっているのか。それを、全般的に見れば現行の行政事件訴訟法の改正法案ではございません、行政事件訴訟法案と、こうなっております。そうしますと、單なる現行法の疑義、あるいは結果的是正といふところよりも、さらに進めて、基本的に行政事件訴訟法というものをどのように考えるかという立場から批判と、二つあるだらうと思います。

そこで、その今申し上げましたような考え方から、まず六つの点について私の意見を申し上げます。

第一点は、第三条の抗告訴訟に関する規定でございます。この第三条の規定におきましては、私はこの第二項の「その他公権力の行使に当たる行為の取り消しを求める訴訟」を認められたこと、これはおそらく公権力の発動でありましても、行政上の強制を意味していると思いますが、それについての取り消し訴訟を認められている第五項の「不作為の違法確認の訴え」を認められたことは、これは現在の判例、学説から見まして一步の前進だらうと思います。しかし、その場合

うと思います。たとえば第三項の規定あるいは第六項の規定がそりであります。しかしながら、この第四項の規定になつて参りますと、「第一項の異議があつたときは、裁判所は、執行停止をすることとができます。また、すでに執行停止の決定をしてあるときは、これを取り消さなければならぬ」というふうに、執行停止の決定後の異議の場合でも、取り消すことを義務づけております。これは現在の制度より多く異議の権限といつもののが強くなつておるという点は否認できないだらうと思ひます。そこで基本的にはこの問題をどのように考へるかといふ点につきましても、これは先ほどから御議論がありましたように、ある立場に立てば、確かにこの規定は一つの価値を持つてゐるだらうと思ひます。しかしながら、その立場といふものは、結局のところ、やはり行政権の責任を強く強調する、そういうしてある範囲においては裁判官の判断に対して信頼は必ずしもできぬといふ立場だらうと思います。そこでこの点につきましては、二十五条の六項で即時抗告の規定もございます。また、もしもこの規定を置くならば、先ほどから意見もありましたよろきないといふ立場だらうと思います。

は、裁判官でありますから、私の考案で法律の制定とか、政令の制定ではなくして、具体的な処分との関係で公共の福祉を考えるということは十分に可能であろうと、こう思つております。そういう意味からいいますれば、私といつたましても、本来ならばこの規定というものは廃止すべきではなかろうかと、こう思います。

それから第五点でございますが、三十一条の終局判決の規定でござります。これは同様に、現行法と比べますれば、「原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ」と、こうありますし、また第二項で、「終局判決前に、判決をもつて、処分又は裁決法であることを宣言することができること」というふうに、現行法より十分な規定は置かれております。しかしながら、この場合に、やはりここで公の利益というふうな概念が使われておりますけれども、私といたしましては、実はこのような理論といふものは、單に行政事件訴訟法の問題でなくして、行政法がある違法な処分の取り消しをいたします場合に、当然にこの理論が実体法上の問題として入ってくると思つています。そういう点からいいますれば、この公の利益ということをさらに例示するか、何らかの方法で具体的に明示していただければありがたいと、こう思つております。

それから第六点でありますが、「無効等確認の訴え」でございます。これは三十八条の三項で、無効等確認の訴えに準用する規定がありますし、その前の三十八条の一項にも規定があり

は、現在の最高裁の判決で認めているところであろうと思います。ただ、私といたしましては、やはり無効の確認といいました場合に、処分が重大かつ明白な瑕疵を持つ場合に無効だといふうに考えますから、その点からいいますと、執行停止に関する規定いうふうなものにつきましても、取り消しに関する訴えの規定の準用が認められるというのを少し行き過ぎではなからうか、こういうふうに考えます。

時間が参りましたので、あと最後的にこの法案についての私の全体的な意見を申し上げます。この法律案の個々の規定を見ました場合に、先ほどから縮しておる、その他、私といたしましては現行法のほうがまだいいという若干の規定はございますが、しかしながら、全体的に見ますれば、やはり現行法よりもよくなつておるというふうに考えております。しかしながら、これはこの提案理由にも書いてありますように、解釈上幾多の疑義がある、それを是正するとか、あるいは行政事件訴訟の特質及び各種行政法規との関連についての考慮が十分でないからといふうな点で考えた場合に言えるわけでありまして、特にこのあとの一行政事件訴訟の特質及び各種行政法規との関連についての考慮が十分でないからといふうな点で考えた場合に言えるわけといふことは、必ずしも明白ではございませんけれども、もしこの解釈上の疑義をなくして、幾分手直しするといふふな意味においては、この法律案

は価値があるだらうと思ひます。かくしたてて、行政事件訴訟法案といふものを作成するに當つたのであるから、その程度であるならば、行政事件訴訟特例法の改正で私はよかつたものでないだらうか。もしもここに新たに停止につきまして、原則と例外を想起するとか、あるいは内閣総理大臣の國會議事規則を廃止するとかといふふうな意見あるいは争点がなされなければならなかつたるゝ、こう思ひます。そら、いう意味では、はなはだ全般的な意見あるいは争点といふのは申しにくいけでありますけれども、私といしましては、へん申し上げたとおりでござります。

○委員長(松野孝一君) ありがとうございました。

次に、弁護士高木右門君にお願いいたします。

○参考人(高木右門君) 私はこの法案の検討をいたしましたにについて、まず行政訴訟あるいは行政裁判の本質、目的等といふ、この行政裁判に関する立法、あるいは立法院議、あるいは学説に相應れております基本的な問題を振返つて見るといふことが、重要かつて不可欠の事柄ではないかと思うのであります。從来この行政裁判の本質、そ

から目的につきまして、それは行政作用であるか、あるいは司法作用であるか、また、法規の保護が主眼点であるのか、また人民の権利保護が主要な目的であるのかといふ、この対立した二つの問題について、わが憲法どもいう態度を示しておるかといふことで、その本質と目的についての相対化が現われてくるわけであります。した二つの問題について、わが憲法どもが現わてくるわけであります。

憲法七十六條の一項におきましては、司法権は普通裁判所に属する旨を規定しておりますとして、第二項において、「特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。」といふように規定しておりますとして、明治憲法下における行政裁判所のよるな、裁判機関による行政訴訟、行政裁判は、終局的に排除、排斥しているわけであります。この規定の持つ意味は非常に重点であると考へるわけであります。それは、この規定の文言から率直に現われておりますよな、単に消極的な意味合いだけでなくして、行政訴訟、行政裁判は、終局的に行政権から独立した司法権の管轄に服属するものである。すなはち独立の司法裁判所の権限に属するもの、つまり行政裁判そのものの本質は行政作用でなくして司法作用であるということを積極的に宣明したものとして解すべきだと思うのであります。

このように、わが憲法が、行政裁判は行政機関たる行政裁判所の手で行なうべきものであるとする大陸型の規定を捨てまして、英米型の方式を採用し、それに移行したということは、長年のわが国における伝統的なプロシヤ的考え方を排除して、行政裁判を独立の裁判所の管轄下に置くことをうたつたわけであり、この点におきまして、西ドイツの行政裁判制度とあたかも帆を1にしているものであります。

次に、行政裁判の目的であります
が、先ほど、行政裁判の目的は法規の保護か、人民の権利の保護であるかといふように表わしましたが、この法規

のことにつきましては、従来行政上の秩序の維持とか、あるいは行政権の自己監督、または自己統制を目的とするいろいろな言葉でも表わされております。そういう考え方があり、それに対する個人の権利を守るという考え方には主觀的見方を置くものであります。しかしながら、従来行政裁判を行政作用であると見てきましたドイツにおきましても、またフランス、わが国におきましても、たとえばドイツにおける南ドイツ学派のとつていましたように、またフランスのコンセイエ・デターが判例法的に發展せしめられた思想からいきましても、またわが国の行政裁判所当時の一般通説でありますごとく、人民の権利保護、行政裁判が行政作用の一作用であるけれども、人民の権利保護を主目的とするのであるという考え方があるわけであります。しかし、わが憲法の規定の仕方、特に基本的人権がわが憲法の中心的な、しかも目的的な規定の仕方をしている点から考えますと、わが憲法下における行政訴訟は、人民の権利の保護、放済を目的とするものであるといふふうに考えざるを得ないのです。そしてこの考え方では、憲法三十二条の規定しておられる、つまり「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」といふ規定と相待ちまして、行政訴訟において司法国家としてのあり方を鮮明にしますが、行政裁判は司法作用であり、わが

憲法下においては司法作用であり、かつその目的は人民の権利保護、放棄に主眼点があるということが言えるのであります。したがつて、こういうことから行政訴訟、行政裁判をとらえますと、そこに必然的に出てきます手続として、この担保的な考え方方が生まれるわけでもあります。それは何かと申しますと、公正手続あるいは適正手続といいますか、その原則であります。結局行政訴訟制度の確立の指導目標といったしまして、この二つの目的、すなわち人民の権利の保護、救済ということを目的とすること、それからその手続は公正手続によるべきこと、この二つを最高限度に發揮、展開することが立法の態度として必要だらうと考える次第であります。御承知のように、アメリカの一九四六年の連邦行政手続法は、やはりこの二つを骨子として大綱を示したものといわれておるものでございます。それにさらに加えるに、行政訴訟において迅速という要請が加わると思います。こう考えてきますと、本法の総則規定にこの三つの指導目標を掲げるところが必要ではないかと、私は考えます。次第であります。すなわち、行政訴訟の目的としまして、個人の権利の保護を目的とすること、それから公正手続によつてなるべきこと、それから迅速を旨とする、この三つを織り込んだ一條文が必要だと考える次第でござります。以上のようないくつかの基本的な建前をもとにしまして、この法案の是非を重点的に観察したいと思います。

けるや、司法救済を受けるやは個人へが選択にまかせるという建前でございまます。ただし、これは余談ではありますと、裁判所が、こういふことになりますと、裁判所の負担が非常に多くなるのでありますと、これを機縁にして裁判所の予算を増大するというようなことが考慮されますが、されば、法曹の一員としましてきてわめて喜ばしいことだと考える次第です。

次に、三十条の「裁量処分の取消し」の規定でありますと、これは現行特例法よりは一步前進した規定でございます。ただし、同条には、これこれに限りと、いうような限定的な規定の方をしている点がいささか疑問に考えられる次第でございまして、むろそろいろいろ限定期的な規定の仕方をやめまして、逆に訓示的な規定に置きかえ得るならばはなはだ妥当であるといふふうに考える次第です。

次の第三条の点は、提案理由に説明されておりますように、学説あるいは裁判例上区々に解されておりました手続的な諸問題について、統一的に大別し、かつ整理したという点でございまます。これはきわめて概念的に申し上げたわけでございますが、次に、賛成しかねる点、と言つよりは、一步進めて反対をしたい、あるいは疑問視せざるを得ない点を申し上げたいと思ひます。

先ほど申し上げました行政裁判を行政作用である、また行政機関たる裁判所においてなされなければならないといふようない連の古い考え方からしますと、行政訴訟を民事訴訟と比較しますと、その特殊性をきわめて強調する、あるいは訴訟の窗口を制限的に見

るというような傾向があるわけですが、本案の提案理由にも行政訴訟の特殊性をうたつておるのであります。すなわち、この職権主義を非常に強調しておるわけですが、私は、むしろ行政訴訟も現行の特例法がとつております民事訴訟のベースで十分ではないか、ただ、このベースを公正手続の観点から見まして補充すべき点は主張立証の責任であります。主張立証の責任、先ほどどんだけ申上げましたが、やはり杉村参考人も触れられましたが、私はこの点で主張立証責任を行政官庁に負わせしめるという原則がこの際打ち立てられることが必要である。そうすれば行政訴訟としても公正手続が十分保証されるのでないか、そのように考えておる次第であります。

そういう意味で、次に抗告訴訟について申し上げますが、やはり杉村参考人が触れられましたように、三条において申しますが、概要規定期を置いておりますが、次に二項から五項にわたりましてそれぞれの訴訟の類型を出しております。第五項の「不作為の違法確認の訴え」であります。これが現実には積極的な意味がないのであります。というのは、かりに訴えを、請求を容認する判決がございましても、何らかの処分または裁決をしなければならないという状態が生まれるだけでありましてそれ以上の積極的效果は期待されないのであります。しかも、この規定があつたために、抗告訴訟の限界は「不作為の違法確認の訴え」を求める限度までであつます。

る訴訟はできないんだという反対解説がとられるおそれがあるのですから、そこでこの点を考える必要があると思います。この規定はそういう点からまして不満な点があるのですが、必しも無意味であると私は申し上げたではないのですが、この際この規定を尺竿頭一步を進めまして、ドイツではアメリカ等においてとられております義務づけ訴訟まで規定すること必要ではないかと思うのでありますわれわれ裁判例から見た例で申し上ますと、たとえば皇室外苑の使用許申請事件または旅券の発給請求事件いうような事件があるわけであります。が、この事件に現われましたところは、一定の時期にそこを使いたい、あるいは一定の時期に外国へ行きたい、いうような場合におきましても、行政がその申請に対して何らの処分をしない。こういうときには、不作為の法確認の訴えをもつてしては現実にの権利を救済することができないのあります。よほり行政を義務づける訴訟類型が必要だと思うのであります。また、それらの例示の事件だけなくして、羈束行為につきましても一般的にそれは考えられることであります。羈束行為につきましては、先ど杉村参考人がおっしゃいましたように單に取り消し、一部取り消しうるようなことだけではなくして、変判決も必要であるといふことが言えます。一部の論者は、司法権が行は作用に介入することになるとか、あるいは三権の分立の原則に反する、まことに司法裁判の事後の審査という性格にござるといふ反対論を下しております。

すが、それは先ほど申し上げましたように、憲法の中心的なしかも目的的な規定が基本的人権の保障であるという点と、それから三権分立の概念は結局は手段的な概念でありまして、基本的人権保障という中心目的に奉仕する。そういう手段的の概念であるということから考へまして、目的達成のために手段は合理的にあんばいすれば訴訟される。またそのほうが望ましいという考え方からしまして、今言つたような反論の根拠がきわめて理由がないということを言えると思うわけであります。結局、立法政策の問題でありますから、この法案の審議に際して、そういう規定を置いていただけはなはだけつこうであると考えるわけであります。そのほか、先ほど杉村参考人がやはりお話しにならましたように、まあ処分権不存在を確認の訴え、あるいは法令無効の訴訟といふものを抗告訴訟の一類型として掲げる必要があると思うのであります。

次は、出訴期間の短縮の問題ですが、提案理由にいろいろ書かれておりますが、結局現在のわが国の国民の法律的な知的水準といふものを考えますと、やはり三ヶ月はどうしても短いんじゃないかというふうに私は考えるのでありまして、やはりその点において、現行法どおり六ヶ月としていただけが、この点におきましても杉村参考人と全く同様に、西ドイツの制度のように、訴えまたは異議があれば、法律上当然に執行は停止されるという制度を採用することが望ましいと思うのであります。

次に、執行停止の制度の問題であります。この点におきましても杉村参考人と全く同様に、西ドイツの制度のよう

次に、内閣総理大臣の異議の問題で

あります

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

等につきましては、仮処分の規定の適用がありませんと、権利本来の実現についての救済がとうていできないということでありまして、その点からまして、この規定は、取り消し訴訟に対する執行停止という態容問題を除く他の場合にまで及ばないような配慮が必要だと思うであります。で、このような権利実現のための応急措置としては、西ドイツの制度におきましても、また英米におきましても、マンダトリ・インジアンクションというような形で与えられておるわけであります。そういう行政訴訟に関する進歩的な思想を持つておる西独、英米の制度をこの際大いに取り入れるべきがあるというように考える次第であります。

私の申し上げたいのは以上の点であります。この法案は手続的な面を整備したという点においては大いに買つていいと思うのですが、根本的な思想が、退廻的あるいは逆コース的な色彩、あるいはにおいをもたらしておるという点に危険感を感じる次第であります。

○委員長(松野孝一君) どうもありがとうございました。統いて東京地方裁判所判事位野木益雄君にお願いいたします。

○参考人(位野木益雄君) ただいま御紹介いただきました位野木でござりますが、ただいま東京地裁で行政事件を担当いたしておりますので、そういう関係からここにお呼びいただいたの

は、今まで実務上もそれほどつきり立場からの意見も出るかと思いつますので、御承知の上お聞き取り願います。こ

うふうな情勢から条文をいろいろ考へます。こういうものがはつきりと規定

等につきましては、仮処分の規定の適用がありませんと、権利本来の実現についての救済がとうていできないといふことであります。この規定は、取り消し訴訟に対する執行停止という態容問題を除く他の場合にまで及ばないような配慮が必要だと思うであります。で、このような権利実現のための応急措置としては、西ドイツの制度におきましても、また英米におきましても、マンダトリ・インジアンクションとい

ういう行政訴訟に関する進歩的な思想を持つておる西独、英米の制度をこの際大いに取り入れるべきであるといふこと

としてあります。後に申し上げます

までの十数年間の実施のあとにかんが

までも、また英米におきましては、マ

ンダトリ・インジアンクションとい

ういう行政訴訟に関する進歩的な思想を持つておる西独、英米の制度をこの際大いに取り入れるべきであるといふこと

としてあります。後に申し上げます

までの十数年間の実施のあとにかんがまでも、また英米におきましては、マ

ンダトリ・インジアンクションとい

ういう行政訴訟に関する進歩的な思想を持つておる西独、英米の制度をこの際大いに取り入れるべきであるといふこと

としてあります。後に申し上げます

そういうことを申し上げて賛成をいたしました。それから、次に出訴期間の短縮の点について申し上げます。一般的に見まして、出訴期間が六ヶ月というのは、やはり諸外国の例から見ても少し長いという感じはいたります。それからまた、法律関係を早く定めたいという考え方その他の提案理由で述べますが、私ども実務をとつておりまして、やや疑問といいますか、も持たないわけではない。というのは、わが国の国民の法律水準と申しますか、これほどなたか御指摘になりましたように、やはりそろそろ古い。それで現実には無効確認訴訟というものは非常に多くなつておるが、これは出訴期間が守られないで無効確認の訴訟にやむなく來っている、これがかなりあるんじやないか。おそらく統計をごらんになりますても取り消し訴訟の半分、あるいは年によりましては半数以上の無効確認訴訟というものが提起される。これは何を意味するかと申しますと、結局出訴期間内はうっかりしておったということです、やむなくあとで問題を発見して無効確認訴訟をやつてきてる。こういう実情があるんではないかといふ感じがいたすのであります。でも、少しひとつも、今の日本の状態ではやむを得ないんじゃないか。これを制限しなければどうしても困る、行政上非常に差しつかえが生じる、こういう事情が

ありますれば、これはまあいたし方ありません。しかし、もしさういう事情がそれほど今のところはないということがありますれば、いましばらく様子を見る、そしてだんだん国民の法律水準も上がってきて大丈夫だというときになつて短縮してもいいという見方もできるかと思います。しかしながら、これは今申し上げましたように、行政にどれだけの支障を及ぼしているか、まあこれは執行停止なんかありますから、それほど支障も來たさないんじやないかという見方もできるかと思いますが、しかしその実情については私はまだ十分な認識を持つております。したがつて、そういうふうな不十分な認識から断定を下すということは危険でござりますから、それを避けたいと思います。そういうふうな疑問を持つておるということを指摘しておきたいと思います。

次に、内閣総理大臣の異議の制度について申し上げます。この制度につきましては、先ほど来御意見がございましたように、外国でもあまり例のない制度だ、まあ非常にすつきりしない制度だといふことが言えるかと思います。まあ憲法論といいたしましても、どなたか御指摘がありましたように、少數意見かとも思いますが、司法権に対する行政権の侵犯である、だから憲法違反である、こういふうな意見をさらあるわけであります。しかしながら、行政権の実施についての最終的な責任を果たすためには、どうしてもこういふものが必要である、こういうのが論拠ではないかと思いますが、まあ外国の制度を見ましても、それならば同じじやないか、まあ裁判所の陣容とかな

しかし行政権の実施とかなんとかといふことを理論的に申しますと、どこが違うだらうといふ見方もできないわけではありませんが、そういう理論的な問題、これは両論がありまして、なかなかここで申し上げて、一方の意見が説得的な程度ですぐれているといふところまで説明申し上げる自信がございません。ですから、これの存否につきましては、ここでの理論的な意見は申し上げないことになりますが、これについての今度の案でございますが、今度の案は、これは從前の異議の制度、これを整備した点がございまして、執れども、ある点ではむしろ實際上拡充しているという点があるのでないか。というのは、それは停止決定後の異議という点でございます。これは從前の最高裁の判例がございまして、執行停止の決定後には異議の申し立てはできないのだ、こういふらな一応の取り扱いになつておるよう考へておられます、それを意識的に排除いたしまして、執行停止の決定のあつた後でも異議の申し立てができる、こういうことになつています。これは實際上は、異議といふものは決定がなされたのだといふふうなこともあるかとも思いますが、しかし、そういう懸念が実際にあり得るかというのは、この裁判所の判断を得ないので特に文句なしにとめさせる、裁判所の判断を待つことになりますが、裁判所には幾ら説得的であるかなどうかということにつきましては、ないとそれは断言できませんが、数年来、すでに御承知かと申しますが、必ずしもそれが必要があるかといふことは、そのままであります。

思いますか、異議の申し立ては實際上なされた例がないよう聞いております。制度の最初のころはいろいろ行き過ぎがあったようにも聞いておりますが、だんだん安定いたしておりまして、それほど特に異議を申し立てなければ何ともできないという事例は、最近年においては、ないよう聞いております。で、そういうふうな実情であり、しかも制度自体が好ましくないというところへ持ってきて、さらに従前の制度よりは拡充していくといふことは、これは相当問題ではないかといふうに考えるわけです。ことに、今裁判所の判断と総理大臣の判断とが相反するといふことが非常に明瞭に出てくるわけです。今まででは判断が出る前に異議があるということございまから、それはあまり目立たなかつたのですが、今度は決定があつた後に、その決定は困る。これはおそらくただ困るというだけではなくて、公共の福祉に反するということで異議を申し立てると思いますが、裁判所としてもすでに公共の福祉も考慮たけれども、この場合は個人の権利の保護のほうが大事なんだという判断で執行を停止をしたけれども、これは困ると言って異議を述べる。異議を述べた場合には、必ず取り消さなければならぬ、こういうことになりますと、實際上裁判所の決定を総理大臣が無効にしてしまふ、こういう見方もできるわけです。そういう見方が非常に露骨に出でておる。こういうふうなことでありますと、前のようにもそろいう欠点がはなはだしくなる、そこまでの必要性があるかどうか、こういう点について疑問を持つているのがございます。しかしながら、

これは、先ほど申しましたように、非常に根強い異議存置論者がござります。そういうことからも、これもやむを得ないということで、現在の案のようにになったのでありますからも、これもやむを得ないということです。現在の案のよろこびは、少なくとも現在よりは悪く思えます。ほかにも異議を存置するかどうか。特に、抗告なんかを認めておりますから、異議なんかはなくてもいいじゃないか、裁判所が幾ら説得してもだめだというところで考えなくてはいけないか、こういうこともあります。が、かりにそれを一步譲りまして、異議の制度を存置いたしますといつてしましても、それを決定後の異議の申し立てというところまで拡充することはどうであるか、こういう考え方を持つてゐるのであります。そのほか、あるいは存置する場合についての、もう少し有効な、総理大臣の異議申立て権の乱用防止という方法はないかといふことも考えられますが、さしあたりその程度のことは考へられないものであろうか、これも非常にむずかしい問題でありますから、この立案者にも非常に敬意を表しておるのであります。が、そういう疑問を持っているということを申し上げておきます。

まだこまかい点がございますが、時間も参りましたので省略いたしますが、今申し上げたような問題点がござりますが、しかし、全体としてはこれに進歩しておる、今の法律よりは進歩しておる法案と書いて差つかえないと思いますから、全般的には賛成いたしたいといふふうに考えております。

以上は、私の全く個人的な意見であります。それから、経験並びに研究不足の上での意見でありますから、間違っている点もあるかと思いますが、お含みの上御理解いただきたいと思います。

○委員長(松野孝一君) ありがとうございました。

それでは、これより参考人に対する質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御發言下さい。

○亀田得治君 最初に、杉村先生にちよつと一点お聞きいたします。

それは、行政事件訴訟といふ、こういう体系についての基本的な考え方をどこに置くべきものなのかと、いう点です。先生並びに高木さんからも、そういう点についてお話をありました。私が、普通の刑事件では明確でないわけですね。基礎がどこにあるのかといふこと、その点をひとつ御参考までにお聞きしたいわけです。私たちの考へでは、ともかく行政権による権利侵害、これを救済するということが問題になつてゐるわけですから、権利侵害の救済なんだ、この点に重点を置いて考えますと、侵害者が普通の個人であるか、あるいは地方自治体であるか、国家であるか、そんなことは大して意味に重要性がないわけんですね。権利侵害を救済するんだ、そういうふうに考えるわけなんです。したがいまして、法律の体系からいいますても、いわゆる行政法の体系としてこういうものを考えること、自身に問題があるわけです。で、そういう点について諸外国の制度ですね。代表的に英米系なり大陸系の制度なりはどういう立場

をとつておるか。まあ私ども、多少個々的には条文などは拝見はしておりますが、その背後に流れる考え方を知りたいのと、そして今出ておる法案で評価すればいいのかという点です。

それからもう一点は、よく、日本の

裁判所はまだ行政関係の扱いにはなれておらない、したがつて云々というようなことで、裁判所が行政事件を扱うについての制限を設ける一つの根柢にときどき言われるわけですね。それが

いと存ります。

それから位野木先生、最後に、総理大臣の異議の制度について御説明があつたのですが、そこで、現行法では執行停止後には総理大臣の異議申立てはできない、そういうふうに何が判例がなつてゐるというふうにおつしゃつたわけですが、その判例はいつものであるかといふ点をひとつお聞きしたいのと、何か逐条説明書では、止決定後においてもできるといふように、これは決定後ですか。停止後のことは、司法制度をやはり実際の筋の通つた権利救済の制度としてマッサできるよう、どうしたならば予算措置なりあるいは国政全体としての制度を確立するかということの問題であつて、どうもそういう問題を行なつてます。

○参考人(杉村敏正君) 今の御質疑の第一点は、行政事件訴訟といふものを

ありますから、その場合、その訴訟

は問題でないといふ点は、まさしく私

もそう思うわけで、だからこそ、先ほ

ど申し上げましたように、この法案を

検討する、あるいはこれについて意見

を述べるといった場合に、やはり権利保護といふものが訴訟の目的である

から、その侵害者のいかんといふもの

は問題でないといふ点は、まさしく私

もそう思うわけで、だからこそ、先ほ

ど申し上げましたように、この法案を

検討する、あるいはこれについて意見

を述べるといった場合に、やはり権利

保護といふものが訴訟の目的である

から、その侵害者のいかんといふもの

は問題でないといふ点は、まさしく私

ではございません。おそらくこの法案の第一条とか第七条で、單なる民事訴訟法の特例法というものではない、しかし、行政訴訟法というところまではいかない、その中間的な行政事件訴訟法案だというふうなことを言つておられるのではないかと思ひますが、たゞ、この「理由」にありますように、行政事件の特質の考慮が十分でないから、行政事件の特質といふ点からどのようになに考えて考えられたかといふ点は、はつきり実はしないのです。むしろ、そういう点からいいますれば、この法案といいますのは、やはり手続的な規定を整備して、そうして從来判例、學説で固まつたところを手直ししていくところ技術的な点が重点でははないだらうが、こりやうふに考えております。ただ、その場合に、先ほど申し上げました国民の権利保護を拡充するということと、実は、この場合には、行政権と司法権との調整といふものが矛盾する場合があるわけでありますので、そういう点からいえは、この法案といふものは、やはり微温的な立場で出されているだらうと私は思つております。そういう形から見ますと、やはり現在の行政事件訴訟特例法といふものが基礎にあるわけでござります。これは、実は私は、むしろ行政実体法のほうにおもな研究をおいておられますので、十分なことは答えられません。

合の訴訟法であるならば、もっと整備せんが、やはりドイツかフランスの場合は、裁判所といふものを持ちませんたゞそれから、そういう点では、やはり民事訴訟といふものを基礎にして、あるわざかの程度において行政訴訟の特質を入れておるというふうに考えておると思います。このことは、アメリカの場合に、あるいはイギリスの場合には、手続法においてあるは、訴訟法において、行政事件としての特色が大陸法よりも少ないということは、実は、行政実体法自体において、行政行為、行政庁の公権力の行使といふものについての特色を大陸法ほど認められないですから、それにマッチしていると思います。

そういう意味から言いますすれば、私は、裁判所の裁判官が行政法について判断する能力が低いとは考えられません。そしてまた、今考えて見ますれば、今まで言いましたように、行政権といふものが非常に発達しておりますが、専門的な知識というものがなければならぬだらう、こう思つております。

以上が私の答えでございます。

○参考人(高木右門君) 私は、法制審議会の行政訴訟部会の小委員会に三年間ばかり小委員として勤めておりました。正確なことはちょっと申し上げられないのですけれども、小委員会で最も意見が対立したのは、総理大臣の異議の問題です。これにつきましては、対論者は、私の記憶では、二人ないし三人の差にすぎなかつたといふふうに記憶しております。その程度でいいですか。

○参考人(高木右門君) 弁護士会側の委員というのは私だつたわけですが、おつしやつていたかなくともいいわけですが、大体裁判官関係とか弁護士会関係とか、いろいろあるわけに対して、そういうふうな大きな傾向はどういうところですか。

○亀田得治君　あまり詳しく聞くとあれでしょから、その程度でけつこうです。
○参考人(位野木益雄君)　ただいま亀田委員のお尋ねの判例でござりますが、昭和二十八年一月十六日の最高裁判の決定であります。民事裁判最高裁判の判例集の七巻一号十二ページといろどころに載つております。これは、こちらでいただきました「行政事件訴訟参考判例要集」ですか、これにも八十七ページに載つております。それから、逐条説明ではどういう説明になつておるか、ちょっと今、学説では、執行停止決定の前後を問わないとする見解が有力だというふうに承知しておりますが、判例は、そういう最高裁判例があります。

うに個人の権利が侵害されるというふうなことが懸念されやせぬか。いや、そういう点はもう担当の裁判官にまかしておけばいいのだということになるのか。もう少しその点についてしぼつたほうがいいのか。そこら辺ですね。理論的な問題として杉村先生、それから、実際いろいろ抜つておられるでしょから、そういう立場から位野木さんによつと御意見をお聞きしたいのです。

思います。そうしてこの一裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合」という規定の仕方は、私これでいいと思いますが、上限下限といいますか、それがきまっているわけです。たとえば懲戒処分でありますとか、あるいは商業の許可の取り消しから施設改善命令まで、上限と下限がきまっているわけです。そういう場合には、その範囲をこえて両側に出るわけでございますから、これが違法であることは問題ございません。ですから、おもに問題となりますのは、その裁量の乱用の場合でございます。この乱用につきましては、私、裁判所の判決のところから見ますれば、けさ澤参考人の御意見がございました。裁判所の判断の誤りといふうなものには、すべてこの裁量の行使が誤つておる。それが社会通念上著しく不當だと思ひます。そういう意味から言いますと、この乱用があつたという場合を、さらにこれを具体的に限定していくということになりますと、これは、おそらく判例、学説ではどういうそれこそ類型があるかということは確定しておりません。だからこれは、今後比例原則、平等原則違反といふうなことのほかに、何か裁量の乱用の型といふものが出てくるのではないかと思います。そういう意味では、私は、この規定でいいんじゃないかと思います。ただ、先ほどお聞きしたところで

は、「限り」と書いてあるので限定されているという点で少し問題点があるといふうに御意見をお述べになりましたが、この点、ちょっとと私よく判断できない点でござります。

以上でございます。

○参考人(佐野木益雄君) 私も、今杉村さんが言われましたように、三十条の条文は、大体これでいいのじゃないかと思っております。といひますのは、現行の判例、それから学説の大勢、これを変更しようという趣旨ではない。ただそれを明らかにする趣旨で書いたのではないかと思います。それで、その字句も、これ以外に何かいい字句があるかというと、ちょっとと考えつきませんので、結局は運用の問題ではないかと思います。で、具体的の場合に、これに入るかどうかというこの問題だと思います。まあこの程度でも、そういう国民の権利の侵害を救済するについで不十分とは今のところは考えておりません。

○委員長(松野孝一君) ほかに、御発言もないようですが、いますから、午後の参考人に対する質疑は、これをもつて終了いたします。

この際、参考人各位に一言ござりますを申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして、貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございましたから、午後の方に対する質疑は、これをもつて終了いたします。

次会は、四月四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願（第二二三六六号）

二、皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願（第二二三七六号）

三、裁判所法附則第三項改正に関する請願（第二二三九〇号）（第二二四一四号）

四、（第二二四六一号）（第二二四六二号）（第一一四六三号）（第二二四九〇号）

五、（第二二四九一号）（第二二四五号）（第一一四九一号）（第二二五四五号）

六、（第二二四九二号）（第一一四九二号）

七、（第二二三八九号）（第二二四六七号）（第二二三七七号）

八、（第二二三九号）（第二二四八九号）

と皇室をひばらしてはばからないものがあらわれたことは、もはや國民の恥に堪えないとところである。今日、世間はいすれの國においても、元首、王室を侮辱したり、危害を加えたりする者に對して嚴重な処罰規定を設けていることは周知のとおりであるから、皇室の尊嚴をおかす者に対しても、これを嚴重に処罰するような法律を制定せられたいとの請願。

第三三六七号 昭和三十七年三月十六日受理

皇室の尊嚴をおかす者を処罰する法律案
制定に関する請願

請願者 熊本県八代市弥生町八五 重本雄介外三百六十九名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第三三六六号と同じである。

第二三七七号 昭和三十七年三月十七日受理

皇室の尊嚴をおかす者を処罰する法律案
制定に関する請願(百五十五通)

請願者 富山市清水栄町二九八木幹雄外二千九百六十一名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第三三六六号と同じである。

第二三八九号 昭和三十七年三月十九日受理

皇室の尊嚴をおかす者を処罰する法律案
制定に関する請願

請願者 大分県速見郡日出町 字豊岡五、六〇〇、野祖頭外八十三名
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二四六〇号 昭和三十七年三月十日受理
皇室の尊嚴をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(十二通)
請願者 広島県吳市東辰川町九佐能憲二外三百十名
紹介議員 永野 護君
この請願の趣旨は、第一二三六六号と同じである。

第二四八九号 昭和三十七年三月十一日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(二通)
請願者 岡山県阿哲郡神郷町七十八名
紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二三七六号 昭和三十七年三月七日受理
皇室の尊嚴を守るための法律制定に関する請願
請願者 富山県婦負郡八尾町新町市橋作三外九名
紹介議員 櫻井 志郎君
日本国憲法には、天皇は日本国及び本国民統合の象徴であると規定してある。

昭和三十七年四月十一日印刷

昭和三十七年四月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局